

平成28年度 世田谷区入札監視委員会 議事概要

開催日時：平成28年11月8日（火）午前10時～12時

場 所：世田谷区役所第一庁舎2階入札室

出席委員：中川委員、三浦委員、竹内委員

事務局：財務部経理課、教育委員会事務局教育総務課

【会議次第】

- 1 開会

- 2 報告事項
 - (1) 世田谷区公契約条例の取り組みについて
 - (2) 入札・契約制度改革について
 - (3) 平成27年度契約締結状況等について
 - (4) 指名停止について

- 3 議事
平成27年度 抽出契約案件の審議について

- 4 閉会

【会議概要】

- 1 報告事項
 - (1) 世田谷区公契約条例の取り組みについて、事務局より報告。

世田谷区では、入札・契約制度の改善、受注環境整備、公共事業の品質確保等のため、「世田谷区公契約条例」及びその施行規則が平成27年4月1日から施行された。

条例に基づき、公契約適正化委員会及び労働報酬専門部会の開催、労働条件確認帳票の活用、労働報酬下限額の決定等の取り組みを行っている。

※区ホームページ参照

<http://www.city.setagaya.lg.jp/kurashi/107/166/825/d00135058.html>

<http://www.city.setagaya.lg.jp/kurashi/107/166/825/d00144400.html>

<http://www.city.setagaya.lg.jp/kurashi/107/166/825/d00145202.html>

 - (2) 入札・契約制度改革について、事務局より報告。
 - ①平成28年2月から適用する公共工事設計労務単価に係る特例措置について
(主旨)

国が平成28年2月から適用する公共工事設計労務単価（「新労務単価」という）は、平成27年度当初の公共工事設計労務単価（「旧労務単価」という）に比して、4.9%の上昇となっている。

これに伴い、国が特例措置を定め、各自治体についても、新労務単価の適用とともに、国の措置を参考に適切な運用に努めるよう要請があったことをうけて、国と同様の特例措置を講じることとした。

（特例措置の内容）

平成28年2月1日以降に契約を行った工事のうち、旧労務単価を適用して予定価格を積算しているものを対象とする（ただし、工期が平成28年3月31日までのものを除く）。受注者は、工事請負契約約款第52条等の規定により、旧労務単価に基づく契約を新労務単価に基づく契約に変更するための協議を請求することができる。

なお、区は受注者に対し、特例措置の対象であることを個別に通知する。

※区ホームページ参照

<http://www.city.setagaya.lg.jp/kurashi/107/166/825/d00144787.html>

②最低制限価格制度の適用範囲の拡大について

（新たに対象となる契約）

予定価格200万円以上の造園の業務委託契約（単価契約を除く）

（適用開始日）

平成28年4月1日以降に契約する案件について適用する。

※区ホームページ参照

<http://www.city.setagaya.lg.jp/kurashi/107/166/825/d00144249.html>

③設計委託の成績評定の実施について

（主旨）

契約の適切な履行確保の一環として、設計委託の成績評定を実施する。

公共工事の品質確保にあたり、重要な役割を果たしている設計業務は、発注者の要求品質が工事施工者に正確に伝わる設計図書の作成が重要である。

要綱を制定し、受託者の能力を公正かつ適確に評価し、受託者の適切な指導育成及び良質な公共施設の実現を図る。

（対象となる契約）

建築工事、機械設備工事及び電気設備工事に関わる設計及び監理の委託のうち、工事費の合計が1億8千万円以上のもの。

（適用開始日）

平成28年4月1日以降に契約締結された案件

④世田谷区工事請負契約における現場代理人の兼任に関する基準の改正について

(内容)

世田谷区が発注する工事のうち、合計2件まで兼任することのできる工事請負契約の金額を、以下のとおり変更する。

[変更前]

それぞれが単価契約の工事又は契約金額2,500万円(建築工事の場合は5,000万円)未満の工事であること

[変更後]

それぞれが単価契約の工事又は契約金額3,500万円(建築工事の場合は7,000万円)未満の工事であること

(施行日)

平成28年6月1日

※区ホームページ参照

http://www.city.setagaya.lg.jp/kurashi/107/166/825/d00123303_d/fil/genbadairinni.pdf

⑤世田谷区発注工事の前払金の使途拡大について

(適用対象となる工事)

平成28年4月1日以降に請負契約を締結した工事。(既に契約締結を行ったものを含む。)

(拡大対象)

現場管理費(労働者災害補償保険料を含む。)及び一般管理費等のうち当該工事の施工に要する費用(保証料を含む。)

また、これらに充てられる前払金の上限は、前払金額の100分の25とする。

※区ホームページ参照

http://www.city.setagaya.lg.jp/kurashi/107/166/825/d00123303_d/fil/maebaraikin.pdf

⑥平成27年度総合評価競争入札の実施状況について

平成27年度における総合評価競争入札の実施は19件。

道路舗装工事 4件、建築工事 4件、一般塗装 2件、電気工事 2件、
空調工事 1件、造園工事 6件

(3)平成27年度契約締結状況等について、事務局より報告。

平成27年度工事請負契約締結状況・・・296件

一般競争入札(205件)、指名競争入札(11件)、随意契約(80件)

(4) 指名停止について、事務局より報告。

平成27年度指名停止運用状況・・・7件

2 議事

平成27年度 抽出契約案件の審議について

各委員が抽出した7案件について審議した。

(1) 審議対象案件

①世田谷区立三宿中学校校庭芝生整備工事

委員の主な意見・質問	区の主な説明・回答
・校庭の芝生整備事業は今後とも進めていくのか。	・学校の芝生化事業は、世田谷区の狭小な校庭で、児童数が増えている状態下では、大変難しい状況にきている。これまで、東京都の補助や「世田谷みどり 33」事業もあり、推進してきたが、学校での維持管理の負担や、養生期間をとることによる生徒への影響、維持管理費による財政負担等から、再度検討するところに来ていると考えている。

②電線地中化共同溝整備及び主要な生活道路築造工事(世区街第8号線2期第3工区その1)

委員の主な意見・質問	区の主な説明・回答
・4社が申請し3社が辞退しており、1者での入札になっているが、辞退が多かった理由は何か。	・同時期に出ている他案件との関係で予定していた技術者が配置不可能となった等の人員不足が原因と考えられる。

③防災行政無線(固定系)デジタル化工事

委員の主な意見・質問	区の主な説明・回答
・設備更新は、一般競争入札と随意契約どちらで行うべきであるのか。こういったタイミングであれば、入札により契約事業者を選定しなおすことが可能なのか。	・工事では一般競争入札が原則であり、それが可能な場合は一般競争入札を行っている。しかし保守点検や部品交換の様に、設備更新で、特定の事業者でないとできないものについては、随意契約を結んでいる。

<p>・防災行政無線が1者しかできないと、今後、何かあったときに困るのではないか。今後、防災行政無線をほかのところでやるときに、またここで随意契約という形でやるのが当たり前となってしまうのは、いかなものであろうか。</p>	<p>ただし、全ての設備を一斉に変える場合については、他社で可能か確認し、一般競争入札等を行うことも考えられる。</p> <p>本工事については、通信の関係上、既設メーカーのものでないと使用できないことや、一斉に更新をすると無線設備を運用できない期間が一定期間生じてしまうこと等により、平成27年度から5年間かけ、無線設備の切りかえを随意契約で進めている。</p> <p>・防災無線は、各企業ごとに暗号化を行っている。そのため、他社では暗号化された信号を解析できず、設備変更時に、無線設備を運用できない期間が生じる。この間、他社を入れた場合、無線設備が2系統存在することになる。その分の設備費用がかかり、災害発生時には2つの卓を利用して無線放送を行う必要が生じる。これらの負担と区民の安全を考え、今回は、今入れている事業者と随意契約を結んでいる。</p> <p>また、随意契約を結んでいる事業者に何かあった場合も考え、他社製品が使用可能な際は、一般競争入札に切りかえている。</p>
---	---

④世田谷区立総合運動場体育館防水他工事

委員の主な意見・質問	区の主な説明・回答
<p>・成績評価点が、52点とかなり低いけどどうしてか。</p>	<p>・今回請け負った事業者は、現場での施工は悪くないが、施工計画書や調査報告書等の書類の提出が非常に遅く漏れが多い点、検査時の納品物（書類等）に不備が存在する点、監督員の指示に従わないところがある点などから、低い点数をつけている。</p>

⑤世田谷区烏山総合支所改修機械設備工事（平成28年）

委員の主な意見・質問	区の主な説明・回答
<p>・ 予定価格が高く、落札率も高いがそれはどうしてなのか。</p> <p>・ 4 J Vしか来ていないのはどうしてか。</p>	<p>・ 予定価格を事前公表しており、その範囲内で積算した結果、工事の難易度も高いため、予定価格に近い金額での設定となったと考えられる。</p> <p>・ 本件は、入札は12月3日であるが、契約は議会を通してからになるため、契約日は3月上旬となっている。学校改築は、3月上旬に工期が来ることが多いため、他の学校改築工事と工期が重なったことから、手持ち工事や配置技術者の関係上、4 J Vになったと考えられる。また工事の難易度が高かったことも要因と考えられる。</p>

⑥世田谷区立山野小学校校舎及び外構解体工事

委員の主な意見・質問	区の主な説明・回答
<p>・ 落札率がかなり低い（65.23%）がどうしてなのか。また予定価格の設定に問題はなかったのか。</p>	<p>・ 解体工事は、一般的に落札率が低く、今回は1回目の入札が全者最低制限価格未満となり、学校運営の都合上、工期を遅らせることはできないため、2回目の入札は最低制限価格を設けなかった。そのため落札率が低くなっている。</p> <p>また予定価格については、東京都の積算単価表で積算している。そこからすると、解体に必要な重機が他の工事でリース期間中であった等、事業者側に何らかの理由があり、安くなったと考えられる。</p>

⑦地先道路築造工事（祖師谷通り その2）【砧六丁目39番から砧八丁目8番先】

委員の主な意見・質問	区の主な説明・回答
<p>・不調随契の場合、通常は、ほぼ100%に近い金額で落札されている。そんな中、落札率が97.52%であるが、それはどうしてか。</p>	<p>・予定価格より少しでも安く、いいものを求めて入札を行っている。そのため、少しでも安く不調随契を結べるよう交渉を重ねた結果、97.52%という形になった。</p>

(2) 審議結果

審議対象案件について様々な質問や意見等が出されたが、個別の案件や入札契約手続きに関して、特に区に対し具申すべき点、又は改善すべき点はなかった。